

原 発 訴 訟 と 裁 判 官 の 責 任

3. 11 後の司法をめぐって

二〇一四年五月二日に私が裁判長として言い渡した福井地裁の大飯原発運転差止めを命じる判決（以下「大飯判決」といふ）は、本年七月四日の名古屋高裁金沢支部の控訴審判決によって取り消された。

大飯判決が維持されていれば私が意見を表明する必要はなかったが、取り消された以上は原発差止訴訟について意見を書く必要性を感じた。本稿では、大飯判決と控訴審判決について考察した上、三・一一後における原発差止訴訟において裁判所の果たすべき役割や、科学や合理性というものが持つ意味について考えていきたい。次に大飯判決や裁判所に対する批判や疑問について思うところを述べたい。

樋口英明

ひぐち・ひであき 元裁判官。一九五二年生まれ。三重県出身。司法修習第三五期。福岡・静岡・名古屋等の地裁・家裁等の判事補・判事を経て、二〇〇六年四月より大坂高裁判事、二〇〇九年四月より名古屋地家裁半田支部長、二〇一二年四月より福井地家裁判事部総括判事を歴任。二〇一七年八月、名古屋家裁部総括判事で定年退官。二〇一四年五月二二日、関西電力大飯原発三、四号機の運転差止めを命じる判決を下した。さらに二〇一五年四月一四日、原発周辺地域の住民ら九人の申立てを認め、関西電力大飯原発三、四号機の再稼働差止の仮処分決定を出した。

私は、二〇一二年四月に福井地裁に赴任し、同年一月に大飯原発運転差止訴訟が提起された。裁判所の異動サイクルからすると、福井地裁での在任期間は三年か四年であり、原発差止訴訟は判決まで五年以上を要するのが通常だから、私が判決を書くことはなからうと思っていた。ただ、危険性が分かったならば原発が動き出す前に判決を書かなければならないという思いは強かった。

地震予知の不確実性

審理の比較的早い段階で大飯原発の危険性は分かった。民事訴訟というものは、まず互いの言い分を主張し合い、

その対立点について証拠の優劣を競うことになる。本件においては、原発が強い地震によって壊れるかどうかが争われているわけではなく、原告住民が「原発敷地に強い地震が来るかもしれない」と主張しているのに対し、電力会社は「将来にわたって原発敷地には強い地震は来ない」と主張しており、基本的な争いはそこにあった。ここでは強い地震に原発は耐えられないということを前提に議論がされている。このこと自体、私には驚きであった。

地震予知というのは地震の場所、時期、大きさを予想することをいう。しかし、地震が来ることと来ないことは表裏の関係にあるから、要するに電力会社の主張は地震の予知ができると言っていることにはかならない。

だが、わが国で地震の予知に成功したことは一度もない。そして、どう考えても、強い地震が来るといふ、いわば積極的地震予知よりも、将来にわたって強い地震は来ないという予知、いわば消極的地震予知のほうが難しい。俗にいう「ないことの証明」、「悪魔の証明」といわれるものに当たる。現に一〇年足らずの間に五回も、原発の設計の前提として想定している基準地震動を超えた地震が来てしまうという失敗が繰り返されている。

例えば、極めて豊富なデータと宇宙から雲の動きをいつも観測できるシステムを備えるに至ったことから、ある地方で集中豪雨があり何ミリメートル程度に達しそうだという予報

までできるようになった気象庁であっても、今後五〇年間の一日の最高降雨量は何ミリメートルにとどまるといふことを地域ごとに正確に予報することはとてもできない。まして、これに類する詳細なデータを持たない消極的地震予知の難しさは言うまでもない。

原理的に考えても、地震は地下深くの岩盤が破壊されることによつて発生するとされているが、どの岩盤にどの方向からどの程度の力がかかっており、その力によつて岩盤がどのように壊れるかを知っていなければ正確な積極的地震予知はできないが、現時点における岩盤の強さも、力の強さも方向も、壊れ方もいずれも分かっていない。これらを将来にわたつて見通すことを要する消極的地震予知などできようはずがない。

三・一一後、原発の過酷事故がいったん起これば、多くの国民の生活が奪われ、国土が広範囲に荒廃してしまうことは国民の多くが認識しており、それ故に、現在の原発は地震に對してもそれなりには丈夫に備えがなされているのだろうと思ひ込んでいる。私自身もこの事件を担当するまでは同じ思いであつた。しかし、過去のわが国に到来した地震の強さに照らしても、他の建造物の耐震性に照らしても、大飯原発の耐震性は貧弱そのもので、それでもかまわないとする唯一の根拠が、消極的地震予知だったのである。

積極的地震予知が外れても、世間を騒がせたということだ